

議案第20号

所沢市産業振興ビジョン推進会議条例の一部を改正する条例制定について

所沢市産業振興ビジョン推進会議条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市産業振興ビジョンの推進をより効果的かつ一体的に行うため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市産業振興ビジョン推進会議条例の一部を改正する条例

所沢市産業振興ビジョン推進会議条例（平成30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の実現に向けて市民、産業関係団体等及び市が一体となって実施する産業振興施策」を「（以下「ビジョン」という。）」に改める。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) 産業振興施策に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例の廃止）

2 所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例（平成28年条例第33号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に所沢市産業振興ビジョン推進会議委員として委嘱されている委員は、当該任期中に限り、改正後の第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

（所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 産業振興ビジョン策定委員会委員の項を削る。